

3章 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項関係)

本市の景観資源、景観の構成を踏まえ、良好な景観の形成に関する方針を定めます。

1. 熊谷市の良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成を進めて行くためには、市民・事業者・行政等が共通した理念を持ち、目標（将来像）の実現に向けて景観形成に取り組んでいかなければなりません。

こうしたことから、本市における景観形成の理念及び目標を、それぞれ以下のとおり定めます。また、景観形成の各種取組みを行う際に配慮すべき事項を基本方針として定めます。

(1) 景観形成の理念

環境

熊谷市が取り組んでいる緑化・環境対策へ景観施策からも寄与し、環境共生都市を目指して、緑あふれる熊谷の景観形成を進めます。

個性

身近にある多様な景観や各地域の魅力ある景観資源の価値を再認識し、資源それぞれの保全を行うとともに、各資源の調和した一体的な魅力やにぎわい、風格など多様な個性ある熊谷の景観を創造します。

協働

熊谷に暮らす一人ひとりが、熊谷に対する誇りや愛着を持ち、誰もが住みつけたいと感じる景観像を市民・事業者・行政等の協働により構築します。

(2) 景観形成の目標（将来像）

本市の特徴となっている豊かな資源を保全・活用し、後世に継承するとともに、更に総合的・体系的な取組みを通して、誇りや意識を共有できる景観形成を進めて行かなければなりません。

そこで、本市における景観形成の目標（将来像）を以下のとおり定め、その実現に向けて市民・事業者・行政等が協働して景観形成を進めます。



豊かな自然と歴史を感じ 市民が誇りを持てる風景を ^{はぐく}育む

(3) 景観形成の基本方針

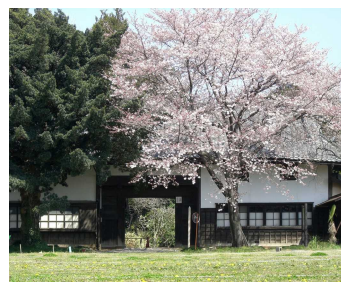
歴史と伝統を活かした景観形成

関東武士の流れをくむ寺社等をはじめ、貴重な歴史的遺産、うちわ祭などの伝統行事などが多く存在することから、それらの歴史や伝統、文化の積み重ねを感じられる景観の維持保全・活用を図ります。



にぎわいを創出する景観形成

各地域にある多彩な景観資源を活用した景観施策を進めることで、熊谷のにぎわいを感じられる魅力ある景観をつくりあげ、交流人口の増加につなげます。



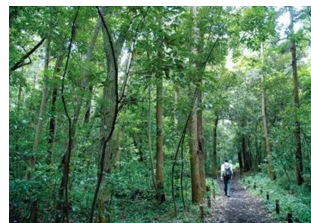
人にやさしい景観形成

すべての人にやさしく、誰もが安らぎを共有し安心安全で住みよいと感じられる景観形成を図ります。



緑豊かな景観形成

市が緑化・環境対策に取り組んでいることから、今ある緑を守り、あらゆる場で緑を育て、市内を緑でつなぐことにより、どこにいても豊かな緑の潤いを感じられる景観の創出を図ります。



水辺と地形を活かした景観形成

荒川・利根川を代表とし、多数の河川や水路・池沼があることから、その豊かな水辺に親しめる景観の保全・創出を図ります。また、市域の南部に広がるなだらかな起伏ある台地・丘陵地や市域の大部分を占める平坦な市街地、広がりのある田園など、これら特徴的な地形の特性を活かした景観形成を図ります。



併せて、河川からの遠方の山並みや、田園風景などとの一体的な眺めについても、保全と活用を図ります。

